

資料 3

## 令和7年度県主催移住フェア企画運営業務

### 企画提案審査要領

令和7年3月  
岩 手 県

## 令和7年度県主催移住フェア企画運営業務 企画提案審査要領

この企画提案審査要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度県主催移住フェア企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う審査基準について、必要な事項を定めるものである。

- (1) 本業務に係る企画競争の審査は、「令和7年度県主催移住フェア企画運営業務 企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）」において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告する。

## 2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおり。

選考基準	審査項目	審査内容	配点	
全般	業務目的・計画性・事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務仕様書の趣旨を十分に理解した提案となっているか</li> <li>・実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的な提案となっているか</li> </ul>	15	15
業務企画内容	業務推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。</li> <li>・本業務に類する業務実績は良好か。</li> </ul>	10	10
	全体設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催移住フェア企画運営業務仕様書における「ポイント」を網羅した事業計画となっているか。</li> <li>・出展者の十分なPR機会となるような設計となっているか。</li> </ul>	15	60
	運営、事前準備・連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務仕様書の内容を理解し、効果的な提案内容となっているか。</li> <li>・会場の活用方法は効果的な提案内容となっているか。</li> </ul>	15	
	実施内容（移住相談ブース、企画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務仕様書の内容を踏まえた「移住相談ブース」の設計となっているか。</li> <li>・事業の目的を踏まえた、多くの方が「参加したい」と思うような「企画」となっているか。</li> </ul>	15	
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略性のある内容の提案となっているか。</li> <li>・多様なツールを活用した効果的な宣伝・広告実施につながる内容となっているか。</li> </ul>	15	
見積書	積算内訳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算単価や数量は妥当なものであるか。</li> <li>・提案内容との整合性があるか。</li> </ul>	5	5
その他	目標達成及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の数値目標を達成可能な提案内容となっているか。</li> <li>・評価及び検証の仕組みは具体性があり、効果が期待できるか。</li> </ul>	10	10
合 計			100	

### 3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び委員会における参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が3者を超える場合には、商工労働観光部定住推進・雇用労働室が、企画提案書等の審査（以下「1次審査」という。）を実施し、上位と評価された3者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (3) 参加者が3者以下であった場合には、1次審査は行わない。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位の順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付け、それを委員会で合計した総得点により順位を付す。その後、委員会において協議を行い、県に報告するものとする。

なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。

- (6) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告する。

#### 【採点基準】

	5点の項目	10点の項目	15点の項目
非常に優れている	5	10	15
優れている	4	8	12
問題はない[中位点]	3	6	9
やや問題がある（一部修正が必要）	2	4	6
問題がある（大幅な修正が必要）	1	2	3
採用できない	0	0	0